

上山市議会会議録

第 5 0 9 回定例会

本会議最終日

(令和 3 年 3 月 1 7 日)

令和３年３月１７日（水曜日） 午前１０時 開議

議事日程第３号

令和３年３月１７日（水曜日）午前１０時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 15 号 上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第 16 号 上山市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第 3 議第 18 号 上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第 23 号 上山市いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第 5 議第 24 号 上山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 6 議第 17 号 上山市新型コロナウイルス感染症対策金融支援基金条例の制定について
- 日程第 7 議第 19 号 上山市農村婦人の家条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議第 20 号 上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第 21 号 上山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について
- 日程第 10 議第 22 号 上山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議第 27 号 市道路線の認定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第 12 議第 6 号 令和３年度上山市一般会計予算
- 日程第 13 議第 7 号 令和３年度上山市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 議第 8 号 令和３年度上山市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 15 議第 9 号 令和３年度上山市介護保険特別会計予算
- 日程第 16 議第 10 号 令和３年度上山市浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 17 議第 11 号 令和３年度上山市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 18 議第 12 号 令和３年度上山市産業団地整備事業特別会計予算
- 日程第 19 議第 13 号 令和３年度上山市水道事業会計予算
- 日程第 20 議第 14 号 令和３年度上山市下水道事業会計予算

(閉会中継続審査申出)

日程第21 請願第1号の継続審査の申し出について

日程第22 令和2年請願第6号の継続審査の申し出について

(追加議案)

日程第23 議第28号 令和2年度上山市一般会計補正予算(第16号)

日程第24 議会案第1号 上山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第25 議会案第2号 上山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員(15人)

1番	谷 江 正 照	議員	2番	石 山 正 明	議員
3番	佐 藤 光 義	議員	4番	守 岡 等	議員
5番	高 橋 要 市	議員	6番	棚 井 裕 一	議員
7番	尾 形 み ち 子	議員	8番	長 澤 長右衛門	議員
9番	川 口 豊	議員	10番	中 川 と み 子	議員
11番	神 保 光 一	議員	12番	枝 松 直 樹	議員
13番	川 崎 朋 巳	議員	14番	高 橋 義 明	議員
15番	大 沢 芳 朋	議員			

欠席議員(0人)

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長 山 本 幸 靖 副 市 長

尾 形 俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局	富 士 英 樹	市政戦略課長
平 吹 義 浩	財政課長	前 田 豊 孝	税務課長
木 村 昌 光	市民生活課長	鈴 木 直 美	健康推進課長
鏡 裕 一	福祉課長	齋 藤 智 子	子ども子育て課長
鈴 木 英 夫	商工課長	佐 藤 毅	観光課長
漆 山 徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局	須 貝 信 亮	建設課長
秋 葉 和 浩	上下水道課長	武 田 浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐 藤 浩 章	消防長	古 山 茂 満	教育委員会 教育長
土 屋 光 博	教育委員会 管理課長	遠 藤 靖	教育委員会 学校教育課長
大 澤 泰 雄	教育委員会 生涯学習課長	高 橋 秀 典	教育委員会 スポーツ振興課長
板 垣 郁 子	選挙管理委員会 選委	花 谷 和 男	農業委員会 農会
大 和 啓	監査委員	舟 越 信 弘	監査委員 監事

事務局職員出席者

金 沢 直 之	事務局長	鈴 木 淳 一	副主幹
渡 邊 高 範	主査	齋 藤 理 恵	主任

開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る3月15日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生各常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それ

ぞれ議決することにいたしました。

次に、請願２件について所管の常任委員長から閉会中の継続審査の申出があるため、これを議決することにいたしました。

最後に、追加議案であります、市長提案の議案１件及び議会案２件についてそれぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、以上で報告を終わります

○大沢芳朋議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

**日程第１ 議第１５号 上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について外４件**

(総務文教常任委員長報告)

**○大沢芳朋議長** 日程第１、議第１５号から日程第５、議第２４号まで計５件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義総務文教常任委員長 登壇〕

**○佐藤光義総務文教常任委員長** 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案５件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第１５号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地域資源を横断的にブランディングし交流人口の拡大を図るため、観光課を観光・ブランド推進課に改編し、全庁的な情報システム化を推進するため、市政戦略課及び財政課の分掌事務を改めるため提案されたものであります。

その内容は、観光課を観光・ブランド推進課に改めるほか、観光・ブランド推進課の分掌事務としてシティプロモーション推進及び農産物のブランド化の推進に関するものを加えるものであります。

このほか、市政戦略課の分掌事務として、情報システムの企画立案に関するものを加えるほか、財政課の分掌事務である情報システムに関するものを情報システムの管理に関するものに改めるものであります。

あわせて上山市観光審議会条例についても、審議会の庶務を処理する課を観光課から観光・ブランド推進課に改めるもので、令和３年４月１日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１６号上山市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、任期付職員の採用に関し必要な事項を定めるため提案されたものであります。

その内容は、高度の専門的知識、経験等を一

定期間活用して遂行することが特に必要な業務に従事させるため、高度の専門的知識経験や優れた識見を有する者などを任期を定めて選考により採用できるようにするほか、専門的な知識経験が必要とされる業務であって、当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当期間を要するため、職員の確保が一定期間困難である場合、当該専門的知識経験が急速に進歩する技術に係るもののほか、当該専門的知識経験の性質上、活用できる期間が一定期間に限られる場合、当該専門的知識を有する職員が一定期間他の業務に従事する必要がある、当該専門的知識経験を有する職員を確保することが一定期間困難である場合、当該業務が公務外における実務経験を通じて得られる最新の専門的知識経験を必要とするため、当該知識経験を活用できる期間が一定期間に限られる場合のいずれかの場合において、当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、選考により任期を定めて当該専門的知識経験を有する者を採用できるように定めるものであります。

さらに、一定期間内に終了が見込まれる、又は業務量の増加が見込まれる業務に、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合において、任期を定めて職員を採用することができるように定めるものであります。

また、任期の特例として、一定期間内に終了が見込まれる業務が当初の見込みを超えて一定期間延期された場合、その他やむを得ない事情により任期を延長することが必要な場合で、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に、任期を延長できるとするほか、任期の更新については、当該任期付職員の同意を必要とすると定

めるもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正に伴い必要な改正を行うとともに、国民健康保険税の税率等を改正し、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため提案されたものであります。

その内容は、令和3年度から国民健康保険税の標準保険料率と現行税率の差が大きい医療分の平等割額と介護分の所得割率を見直すため、世帯別平等割額については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の額を「2万6,000円」から「2万1,000円」に、特定世帯の額を「1万3,000円」から「1万500円」に、特定継続世帯の額を「1万9,500円」から「1万5,750円」にそれぞれ引き下げるほか、介護納付金課税被保険者に係る介護納付金所得割税率を現行の「2.85%」から「2.5%」に引き下げるものであります。

また、軽減判定所得の基準額については、世帯主及び同一世帯内の加入者等の前年総所得額が33万円以下の場合は7割軽減、28万5,000円に被保険者の数を乗じ、33万円を加えた額以下の場合は5割軽減、52万円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額以下の場合は2割軽減としていたものを、給与所得者等の人数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加えた額以下の場合は7割軽減、給与所得者等の人数から1を減じた額に10万円を乗じた額に28万5,000円に被保険者を乗じた額と43万円を加えた額以下の場合は5割軽減、給与所得者等の人数から1を減じた数に10万円を乗じた額に52万円に被保険者を

乗じた額及び43万円を加えた額以下の場合は2割軽減とそれぞれ改めるものであります。

このほか、軽減該当世帯に係る世帯別平等割額については、7割軽減の場合、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、「1万8,200円」から「1万4,700円」に、特定世帯については、「9,100円」から「7,350円」に、特定継続世帯については、「1万3,650円」から「1万1,025円」に、5割軽減の場合、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、「1万3,000円」から「1万500円」に、特定世帯については「6,500円」から「5,250円」に、特定継続世帯については、「9,750円」から「7,875円」に、2割軽減の場合、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、「5,200円」から「4,200円」に、特定世帯については、「2,600円」から「2,100円」に、特定継続世帯については、「3,900円」から「3,150円」にそれぞれ改めるほか、引用条項の整理を行うもので、公布の日から施行するものであります。

経過措置として、この条例による改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号上山市いじめ防止対策の推進に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、いじめ防止等に関し必要な事項を定めるため提案されたものであります。

その内容は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、上山市いじめ防止基本方針の

策定、上山市いじめ問題対策連絡協議会、上山市いじめ問題専門委員会及び上山市いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもので、令和3年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第24号上山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、急速充電設備の規格策定等を行う団体により、同省令の基準を超える急速充電設備の規格が策定されたことや、今後の電気自動車等の普及に対応するため、同省令が改正されたことから、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに改めるほか、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目をそれぞれ改めるものであります。

さらに、火を使用する設備等の設置の届出義務がある設備として、急速充電設備を加えるほか、文言の整理を行うもので、令和3年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案 5 件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第 6 議第 17 号 上山市新型コロナウイルス感染症対策金融支援基金条例の制定について外 5 件
(産業厚生常任委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第 6、議第 17 号から日程第 11、議第 27 号まで計 6 件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子産業厚生常任委員長 登壇〕

○中川とみ子産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案 6 件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第 17 号上山市新型コロナウイルス感染症対策金融支援基金条例の制定について申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への金融支援に充てる財源を確保するために提案されたものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対し、県、市、金融機関が協調して利子補給を行う融資期間 10 年の

融資制度の利子及びこの融資に付された山形県信用保証協会への保証料の補給を行い、事業者の金利負担等をゼロにする金融支援を実施したものであります。令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間については、基金を設置することで国の臨時交付金を利子補給及び信用保証料補給事業の財源に充てることのできるため、基金を設置するもので、公布の日から施行し、本条例の効力は令和 8 年 3 月 31 日までとするとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 19 号上山市農村婦人の家条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本件は、宮生農村婦人の家を廃止するために提案されたものであります。

その内容は、これまで市が所有し、下生居地区会が管理・運営してきた宮生農村婦人の家について、下生居地区会が新たに地縁団体となったことにより、地区会として財産の所有が可能となり、宮生農村婦人の家を公民館として管理・運営してきた下生居地区会に無償譲渡することから廃止するものです。

委員会では、現地調査を行うなど慎重に審査を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 20 号上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、第 8 期介護保険事業計画の期間の開始に伴い、令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率を定めるために提案されたものであります。

その内容は、基準額となる保険料率及び所得区分による各段階の保険料率は現行のままとし、第 1 段階から第 9 段階までである保険料率の区分のうち、令和元年 10 月から税率が引き上げら

れた消費税の増収分を財源に、第1段階から第3段階までの低所得層に対する負担軽減措置を令和5年度まで継続するとともに、第7段階及び第8段階の基準所得額を引き上げることで、保険料負担の軽減を図るものであります。

また、本条例は、令和3年4月1日から施行するものでありますが、改正後の保険料率については、令和3年度分の保険料率から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例によるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号上山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の制定について申し上げます。

本件は、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策の基本となる事項を定めるため提案されたものであります。

その内容は、市として障がいを理由とする差別の解消の推進に積極的に取り組み、障がいの有無にかかわらず全ての市民が住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現を目指すため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策の基本となる事項を定めるもので、公布の日から施行すると説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号上山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、平成30年度に実施された固定資産税評価額の評価替えに基づき道路占用料を見直すとともに、新たに自動運行補助施設を追加するものであります。

道路占用料の年額の改定幅は、電柱・電線・郵便ポスト等の工作物については、「約18%」から「33%」の増額、上下水道管等の埋設物については、「約18%」から「23%」の増額、新規に追加された電磁誘導線や磁気マーカーなど、自動運行を補助する物件について、長さを基準とするものは1メートル当たり「2円」から「8円」、本数を基準とするものは、1平方メートル当たり「230円」から「760円」と定め、歩廊や地下街等については、約20%の増額、バス停留所、太陽光発電設備等の工作物については約20%の増額、津波避難施設については約3%の減額、工事関係の仮設建築物等については約20%の増額、自動車専用道路へのアクセス道路に設置する食事施設等、高架下に設置する駐車場等、道路上空に設ける店舗等、被災者のための応急仮設住宅、自転車駐車器具等、自動車専用道路に設ける店舗等については「約3%」から「7%」の減額とするもので、令和3年4月1日から施行すると説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号市道路線の認定について申し上げます。

本件は、道路網の整備等に伴い、市道路線を認定する必要があるため、道路法の規定により提案されたものであります。

その内容は、認定する2路線については、複数の地権者から寄附を受けたことによる認定が河崎二丁目4号線、民間開発により新たに整備

されたことによる認定が矢来四丁目7号線であるとの説明であります。

委員会では、現地調査を行うなど慎重に審査を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案6件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第12 議第6号 令和3年度  
上山市一般会計予算外  
8件  
(予算特別委員長報告)**

**○大沢芳朋議長** 日程第12、議第6号から日程第20、議第14号までの計9件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一予算特別委員長 登壇〕

**○棚井裕一予算特別委員長** 今期定例会におい

て、予算特別委員会に付託されました予算関係議案12件のうち、令和3年度各会計予算9件について、3月5日、8日及び9日の3日間にわたり慎重に審査いたしました。その結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、審査の状況、経過等については省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じますので、審査の結果のみ御報告申し上げます。

まず、令和3年度各会計予算につきましては、市長から施政方針及び新年度予算編成方針並びに提案理由の説明、さらに各課長等より詳細に説明を受け、審査を行ったところであります。

初めに、議第6号令和3年度上山市一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ142億円とするもので、第7次上山市振興計画後期基本計画に基づき、子育て支援、産業振興、健康増進、防災・減災力の強化、新型コロナウイルス感染症対策などを行うため編成されたものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号令和3年度上山市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,600万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号令和3年度上山市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,500万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号令和3年度上山市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億4,400万円とするものであり、採決の結果、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１０号令和３年度上山市浄化槽事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，９００万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１１号令和３年度上山市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億５，３００万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１２号令和３年度上山市産業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億３，７００万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１３号令和３年度上山市水道事業会計予算は、収益的収入７億７，６００万円、収益的支出７億６，８００万円、資本的収入１億４，４００万円、資本的支出３億３，４００万円とするものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億９，０００万円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第１４号令和３年度上山市下水道事業会計予算は、収益的収入１０億４，７００万円、収益的支出１０億３，４００万円、資本的収入５億３，３００万円、資本的支出８億７，９００万円とするものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億４，６００万円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案９件は、原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第２１ 請願第１号の継続審査の申し出について外１件

○大沢芳朋議長 日程第２１、請願第１号の継続審査の申し出について及び日程第２２、令和２年請願第６号の継続審査の申し出についての計２件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました請願２件は、所管常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第１０４条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

**日程第 2 3 議第 2 8 号 令和 2 年  
度上山市一般会計補正  
予算（第 1 6 号）  
（追加議案）**

○大沢芳朋議長 日程第 2 3、議第 2 8 号令和 2 年度上山市一般会計補正予算（第 1 6 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第 2 8 号令和 2 年度上山市一般会計補正予算（第 1 6 号）についてであります。国の内示を受け、早急に予算措置を必要とする事業について計上するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ 2 0 0 万円を追加し、予算の総額を 2 0 0 億 5, 2 5 0 万円とするものであります。併せて繰越明許費を追加し、令和 3 年度に繰り越して執行するものであります。

歳入につきましては、国の制度により交付される県支出金を増額するものであります。

歳出につきましては、6 款農林水産業費において、国の補正予算を活用した農業用機械の導入に対する補助金を計上するものであります。

なお、詳細につきましては、財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第 2 8 号令和 2 年度上山市一般会計補正予算（第 1 6 号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開き願います。

令和 2 年度上山市の一般会計補正予算（第 1 6 号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 0 億 5, 2 5 0 万円とするものであります。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正について、最初に、歳入から申し上げます。

1 6 款県支出金は、2 0 0 万円を増額し、補正後の額を 1 0 億 4, 1 3 7 万円とするものであります。2 項県補助金の増によるものであります。

以上の結果、歳入合計では 2 0 0 万円を増額し、補正後の歳入合計を 2 0 0 億 5, 2 5 0 万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3 ページを御覧ください。

6 款農林水産業費は、2 0 0 万円を増額し、補正後の額を 5 億 2, 8 8 5 万 6, 0 0 0 円とするものであります。1 項農業費の増による

ものであります。

以上の結果、歳出合計では、２００万円を増額し、補正後の歳出合計を２００億５，２５０万円とするものであります。

次に、事項別明細書を御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、１１ページ、１２ページをお開きください。

６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費は、２００万円の増であります。担い手確保・経営強化支援事業費で、国の補正予算を活用し、人・農地プランに位置づけられた経営体１件に対して農業機械購入の助成を行うものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、９ページ、１０ページをお開きください。

１６款県支出金２項県補助金４目農林水産業費県補助金は、２００万円の増であります。歳出で御説明した補助事業の財源となる担い手確保・経営強化支援事業費補助金を計上するものであります。

次に、第２表繰越明許費補正について御説明いたしますので、４ページをお開きください。

このたびの補正は、追加１件であります。

６款農林水産業費１項農業費、担い手確保・経営強化支援事業費の２００万円につきましては、事業実施が令和３年度に及ぶため繰り越すものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

**○大沢芳朋議長** １０番中川とみ子議員。

**○１０番 中川とみ子議員** この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第２８号議

案につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** ただいま１０番中川とみ子議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第２８号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出及び繰越明許費を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第２８号令和２年度上山市一般会計補正予算（第１６号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第２８号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

**日程第 2 4 議会案第 1 号 上山市
議会会議規則の一部を
改正する規則の制定に
ついて
(追加議案)**

○大沢芳朋議長 日程第 2 4、議会案第 1 号上山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12 番枝松直樹議員。

〔12 番 枝松直樹議員 登壇〕

○12 番 枝松直樹議員 議会案第 1 号上山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、多様な人材が地方議会に参画できる環境整備を進めるため、育児や介護等の欠席事由及び産前・産後の欠席期間に係る規定を整備するほか、請願提出の手続の合理化を図るため提案するものであります。

その内容は、多様な住民の議会参画の制約要因となる事項の解消に資するため、会議への欠席事由に育児、介護や配偶者の出産補助などを明文化するとともに、男女共同参画をさらに促進するため、既に明文化されている出産に伴う会議及び委員会への欠席に関する規定について、さらに、産前・産後の期間にも配慮した規定とするほか、デジタル化政策の一環として行政手続等において進められてきた特段の合理的な理由がある場合を除き、押印を廃止することについて、議会においては、自書による署名により請願書への押印を省略できるように改正するほか、自書により署名ができない請願者の請願権を保障するため、これまでの記名押印による方法も取ることができるようにするもので、公布

の日から施行するものであります。

なお、改正内容は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○大沢芳朋議長 6 番棚井裕一議員。

○6 番 棚井裕一議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号議案につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま 6 番棚井裕一議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第 1 号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第 1 号上山市議会会議規則の一部を改

正する規則の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

**日程第25 議会案第2号 上山市  
議会委員会条例の一部  
を改正する条例の制定  
について  
(追加議案)**

○大沢芳朋議長 日程第25、議会案第2号上山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番枝松直樹議員。

〔12番 枝松直樹議員 登壇〕

○12番 枝松直樹議員 議会案第2号上山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、今期定例会に提案されました上山市課設置条例の一部改正に伴い提案するもので、その内容は、上山市議会委員会条例第2条の表中、産業厚生常任委員会所管の観光課を観光・ブランド推進課に改めるもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

なお、改正内容は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○大沢芳朋議長 2番石山正明議員。

○2番 石山正明議員 この際、動議を提出い

たします。

ただいま議題となっております議会案第2号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま2番石山正明議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第2号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第2号上山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

---

## 閉 会

○大沢芳朋議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第509回定例会を閉会いたします。

午前10時50分 閉 会





議 長 大 沢 芳 朋

会議録署名議員 枝 松 直 樹

同 上 高 橋 義 明

同 上 石 山 正 明

